

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務に係る 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県知事は、私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	・私立高等学校等に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報等を照会し、受給資格の認定を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム、三重県高等学校等就学支援金番号制度連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表の123の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	三重県環境生活部私学課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口(総務部文書・情報公開課) TEL 059-224-2073
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒514-8570 津市広明町13番地 三重県環境生活部私学課 TEL 059-224-2161
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、三重県個人情報適正管理指針及び私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報取扱指針に則り、複数人の確認や鍵付きロッカーへの保管等、いずれの局面においても厳重に注意して行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出された個人番号のシステムへの入力 ・ 住基パソコンでの符号取得、突合、税照会 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号が記載された申請書の廃棄
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>三重県個人情報適正管理指針及び私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報取扱指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月8日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
平成31年2月8日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル	高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル、高等学校等就学支援金ツール	事後	新規ツール作成による記載の追加
令和2年2月18日	I-3 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の91の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の91の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和5年6月23日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等に通う生徒で、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が一定額未満のものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校等に通う生徒で、保護者等の所得制限基準等を満たすものに対し、授業料相当分を支給する。 ・保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額、市町村民税の課税標準額及び調整控除の額等を確認するために、情報提供ネットワークを通じて各種所得情報を照会し、受給資格の認定を行う。 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和5年6月23日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	三重県団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム	三重県団体内統合宛名システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム、三重県高等学校等就学支援金番号制度連携システム	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和5年6月23日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル、高等学校等就学支援金ツール	高等学校等就学支援金特定個人情報ファイル	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和5年6月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口（戦略企画部情報公開課） TEL 059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口（総務部情報公開課） TEL 059-224-2073	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表第一の91の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第1項 別表の123の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第7号 別表第二の113の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第58条 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の151の項 	事後	重要な変更当たらない (時点修正)
令和8年3月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口（総務部情報公開課） TEL 059-224-2073	〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 情報公開・個人情報総合窓口（総務部文書・情報公開課） TEL 059-224-2073	事後	重要な変更当たらない (時点修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象者は何人か いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和8年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつ時点の計数か	令和5年5月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	重要な変更当たらない(時点修正)
令和8年3月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	十分である 下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、三重県個人情報適正管理指針及び私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報取扱指針に則り、複数人の確認や鍵付きロッカーへの保管等、いずれの局面においても厳重に注意して行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・提出された個人番号のシステムへの入力 ・住基パソコンでの符号取得、突合、税照会 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年3月18日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 三重県個人情報適正管理指針及び私立高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報取扱指針に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。また、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。これらのことから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加